

ジオエネ電気レギュラー約款

2026 年 10 月 1 日実施

目 次

1. 適用	1
2. 供給する電気の電源特性および電源構成	1
3. 供給する電気の環境価値および取扱	2
4. 料金	2
5. プラン約款の変更	2

1. 適用

- (1) このプラン約款（以下「本プラン約款」といいます。）は、当社の電気需給約款[高圧・特別高圧]または電気需給約款[低圧](法人)（以下あわせて「需給約款」といいます。）にもとづき需給契約を締結しているお客さまが、当社が提供する電気を、非化石証書を用いて CO₂排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じる場合に適用される基本的な供給条件を規定したものです。
- (2) 本プラン約款は、需給約款と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、需給約款が変更された場合は、変更後の需給約款によります。
- (3) 本プラン約款にて使用される用語は、別途定義される場合を除き需給約款にて定めた意味で使用するものといたします。
- (4) 本プラン約款に定めのない事項については、需給約款に準ずるものといたします。

2. 供給する電気の電源特性および電源構成

- (1) 「ジオエネ電気レギュラー」（以下「本プラン」といいます。）は、お客さまとの協議により需給契約書等に定める供給量（以下「本供給量」といいます。）について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用して、CO₂排出量が実質ゼロおよび実質再生可能エネルギーの電気として供給するものです。なお、使用する非化石証書は、次の①または②といたします。

① 2026 年 10 月 1 日以降に新たに締結した需給契約または契約条件を変更した需給契約
お客さまと個別に合意した場合を除き、次のいずれかのうち、当社が任意に調達する再エネ指定の非化石証書を用います。

- a 当社の子会社であるサミット酒田パワー株式会社が運営する酒田バイオマス発電所に由来するトラッキング付き非化石証書
- b 当社の子会社であるサミット半田パワー株式会社が運営する半田バイオマス発電所に由来するトラッキング付き非化石証書
- c 当社の子会社であるサミット明星パワー株式会社が運営する糸魚川バイオマス発電所に由来するトラッキング付き非化石証書
- d その他再エネ発電所に由来するトラッキング付き非化石証書

② ①以外の需給契約（自動更新による需給契約も含みます。）

次のうち、需給契約締結時にお客さまと合意したものを我们用います。

- a 当社の子会社であるサミット酒田パワー株式会社が運営する酒田バイオマス発電所に由来するトラッキング付き非化石証書
- b 当社の子会社であるサミット半田パワー株式会社が運営する半田バイオマス発電所に由来するトラッキング付き非化石証書
- c 当社の子会社であるサミット明星パワー株式会社が運営する糸魚川バイオマス発電所に由来するトラッキング付き非化石証書
- d その他再エネ発電所に由来するトラッキング付き非化石証書

- (2) (1)の①でお客さまとの個別合意により a、b または c を使用する場合および②で a、b または c を使用する場合において、不測の事態により、本供給量に所要のトラッキング付き非化石

証書を使用できない場合は、当社が任意に調達する再エネ指定の非化石証書を使用いたします。

- (3) 再エネ指定の非化石証書を調達できない場合は、再エネ指定のない非化石証書を使用することがあり、かかる非化石証書を使用してもなお調達できない場合は、非化石証書の使用を中止することがあり、お客さまはこのことについて同意いただきます。
- (4) 当社が本プランにもとづいてお客さまへ供給するものとする主な電気を、FIT 電気(※)ならびに一般社団法人日本卸電力取引所（水力、火力、原子力、再生可能エネルギー等が含まれます。）および火力発電所（ガス・石炭）から調達した電気といたします。なお、各年度における本プランの電源構成につきましては、当社のホームページに掲載することによりお知らせいたします。

(※)FIT 電気の調達費用の一部は、当社以外のお客さまも含めて電気の利用者が負担する賦課金により賄われております。

3. 供給する電気の環境価値および取扱

- (1) 本プランにもとづいて、当社がお客さまへ供給するものとする電気の有する環境価値は以下のとおりです。

環境価値		ジオエネ電気レギュラーの有する環境価値
CO ₂ 排出量削減価値 (ゼロエミ価値)	供給する電気の全部または一部が「CO ₂ 排出量ゼロ」であること	○（実質）
再生可能エネルギー価値 (再エネ価値)	供給する電気の全部または一部が「再生可能エネルギー」であること	○（実質）
産地価値	供給する電気の全部または一部が「特定地域で発電された電気」であること	×
特定電源価値	供給する電気の全部または一部が「特定の発電所由来の電気」であること	×

- (2) (1)の環境価値は、電気を供給する需要場所のみに帰属いたします。環境価値の取扱について、お客さまの取引先や一般消費者等に誤解を招きかねない方法で表示または表現することはできません。また、お客さまによる環境価値の取扱について、当社から書面による改善通知を受けた場合は、直ちに改善をすることを承諾いただきます。

4. 料金

お客さまが本プラン約款の適用を受ける場合の需給契約にかかる電力料金単価は、需給契約書等に定めるものといたします。

5. プラン約款の変更

- (1) 当社は、本プラン約款を変更する場合には、需給約款 2（需給約款の変更）によるものといたします。この場合、あらかじめ、本プラン約款を変更する旨および変更後の本プラン約款の内容ならびに変更の効力発生日を、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知す

る方法その他当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。

- (2) 当社は、本プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載する方法その他当社が適切と判断した方法により周知いたします。
- (3) 本プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、需給約款 2（需給約款の変更）(6)によるものといたします。